

横浜市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱

制定平成 26 年 3 月 20 日 教人児第 2211 号（教育長決裁）
最近改正 平成30年4月1日 教人児第13号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 条例第 3 条に規定する連絡協議会の担任する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携並びに協力の推進
- (2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換並びに広報・啓発活動の推進
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる機関及び団体の代表者その他横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 横浜市立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 本市が設置する児童相談所
- (4) 横浜地方法務局
- (5) 神奈川県警察
- (6) 青少年育成団体
- (7) 保護者
- (8) 本市関係行政機関

（会議）

第 4 条 会議は、定例会と臨時会とし、定例会は原則として年 2 回開催する。

2 会長は、委員からの提案又は必要に応じ、臨時会を招集することができる。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。この場合には、あらかじめ会長に申し出るものとする。

（会議の公開）

第 5 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、連絡協議会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とする。

2 会長は、会議を非公開とするときはその旨を宣言する。

3 会議の非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長はその指定するもの以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

（秩序の維持）

第 6 条 連絡協議会の会議の傍聴者の定員は、会長が定める。

- 2 会議の傍聴を希望するものは、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は先着順とする。
- 3 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 4 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 5 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 6 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(意見の聴取等)

- 第7条 会長は、連絡協議会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会長は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査を教育委員会の附属機関である横浜市いじめ問題専門委員会が行うにあたり、適任と思われる委員を教育委員会へ推薦することができる。

(事務局)

- 第8条 連絡協議会の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課に置く。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。